

第2回

議会の議員及び農業委員会の
委員の任期等検討小委員会

会 議 資 料

平成16年2月12日(木)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第2回議会の議員及び農業委員会の
委員の任期等検討小委員会会議次第

と き：平成16年2月12日(木)

ところ：美方町総合センター

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

協議事項

協議第2号 議会の議員の任期等について

協議第3号 農業委員会の委員の任期等について

5 その他

次回開催日程について

日時 平成16年2月20日(金) 午後1時30分～

場所 村岡町老人福祉センター

6 閉 会

議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会名簿

区 分			氏 名
1	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	朝 倉 富 征
2	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	井 上 一 郎
3	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	毛 戸 公 彦
4	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	中 村 治 泰
5	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	水 間 徳 子
6	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	石 垣 健 三
7	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	井 上 源 一
8	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	小 谷 道 子
9	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	西 尾 高 雄
10	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	三 好 忠 男
11	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	伊 藤 誠
12	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	岡 田 久 子
13	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	柴 崎 一 秀
14	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	中 村 暁
15	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	村 瀬 晴 好

議会の議員の任期等について

1. 現状の把握について

(1) 3町の状況

(2) 他地域の状況

2. 合併後のあり方について

(1) 原則（合併後50日以内に選挙）について
定数の取扱い

(2) 合併特例について
定数特例の取扱い

在任（任期）特例の取扱い

参 考 資 料

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目
------	----------------------	------

関係3町の議会議員の定数・任期

町名	人口[国調] (人)	市町面積 (Km ²)	自治法 定数(人)	条例 定数(人)	現数 (人)	任 期	議員1人 あたり(人)
美方町	2,640	66.16	14	12	12	平成19年4月29日	220
村岡町	6,633	165.66	18	16	16	平成19年4月29日	415
香住町	13,998	137.20	22	16	16	平成19年4月29日	875
合 計	23,271	369.02	54	44	44		

- 新町議員1人あたり -

条例 定数(人)	議員1人 あたり(人)
18	1,293
20	1,164
22	1,058
24	967
26	895

国調人口23,271人で計算

先進事例

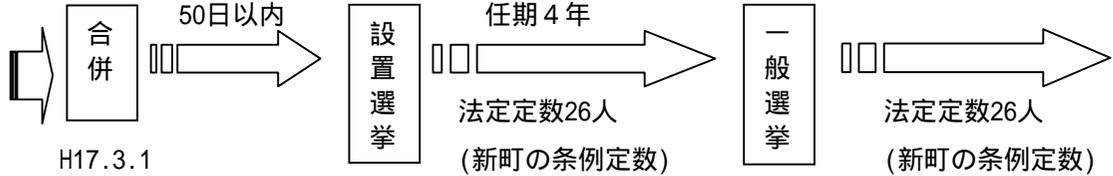
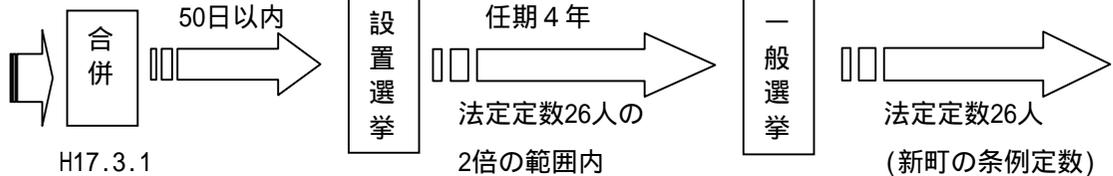
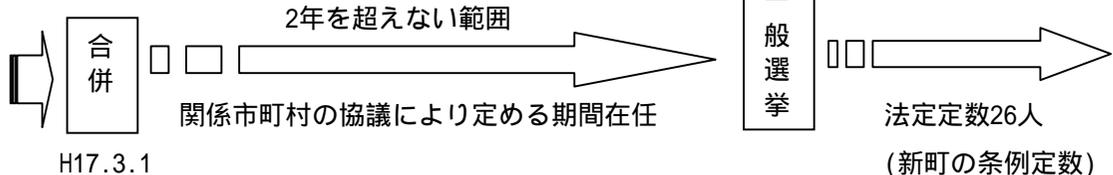
1. 近隣の法定合併協議会における定数状況

新市名(協議会名)	人口[国調] (人)	市町面積 (Km ²)	自治法 定数(人)	条例 定数(人)	合併期日	特例適用	在任議員 数(人)	議員1人 あたり(人)
美方町・村岡町・香住町	23,271	369	26		H17.3.1			
北但合併協議会	92,752	697	30	30	H17.3.31	在任特例 合併後7ヶ月 (協議中)	96	3,092
養父市	30,110	423	26	22	H16.4.1	在任特例 合併後7ヶ月	56	1,369
朝来市	36,069	403	26	26	H17.3.31	在任特例 合併後7ヶ月	62	1,388
丹波市	72,862	493	30	30	H16.11.1	適用せず 50日以内の選挙	-	2,429
南あわじ市	54,979	229	30	28	H17.1.11	在任特例 合併後10ヶ月	62	1,964
京丹後市	65,578	501	30	30	H16.3.1	適用せず 50日以内の選挙	-	2,186

参 考 資 料

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて			協議細目	
2. 県内の市町議会議員の定数状況					
市 町 名	人口[国調](人)	市町面積 (K m ²)	自治法定数(人)	条例定数(人)	議員 1 人あたり(人)
和田山町	17,051	116	22	18	947
日高町	18,410	150	22	18	1,023
上郡町	18,419	150	22	18	1,023
氷上町	19,299	175	22	18	1,072
福崎町	19,582	45	22	18	1,088
南淡町	19,704	86	22	20	985
香寺町	19,885	31	22	16	1,243
社町	21,545	87	26	18	1,197
夢前町	21,952	146	26	18	1,220
山崎町	25,971	179	26	18	1,443
猪名川町	29,094	90	26	18	1,616
太子町	31,960	23	26	20	1,598
稲美町	32,054	34	26	18	1,781
播磨町	33,766	9	26	20	1,688
相生市	34,103	90	26	20	1,705
西脇市	37,768	97	26	20	1,888
龍野市	40,550	70	26	22	1,843
洲本市	41,158	124	26	22	1,871
篠山市	46,325	378	26	22	2,106
豊岡市	47,742	162	26	22	2,170
小野市	49,432	93	26	20	2,472
加西市	51,104	150	30	20	2,555
赤穂市	52,077	126	30	24	2,170
三木市	76,682	120	30	23	3,334
芦屋市	83,834	18	30	24	3,493
三田市	111,737	210	34	24	4,656

参 考 資 料

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目	
	<p>市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際して、次のいずれかの制度を選択する必要がある。</p>		
<p>地方自治法 及び公職選 挙法の原則</p>	<p>地方自治法及び公職選挙法の原則を適用</p>  <p>H17.3.1</p>		
<p>定数特例 制 度</p>	<p>定数特例制度を適用</p>  <p>H17.3.1</p>		
<p>在任特例 制 度</p>	<p>在任特例制度を適用</p>  <p>H17.3.1</p>		

参 考 資 料

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目	
参考法令	内 容		
<p>地方自治法 第91条抜粋</p> <p>第93条抜粋</p> <p>公職選挙法(抄) 第33条抜粋</p> <p>市町村の合併の 特例に関する法 律(抄) 第6条抜粋</p>	<p style="text-align: center;">地方自治法及び公職選挙法の原則</p> <p>(市町村議会の議員の定数) - 平成15年1月1日から改正</p> <p>第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、該当各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>(5) 人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村 <u>26人</u></p> <p>7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。</p> <p>(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)</p> <p>第33条</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p> <p style="text-align: center;">定数特例制度</p> <p>(議会の議員の定数に関する特例)</p> <p>第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項(平成15年1月1日から改正)の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。</p>		

参 考 資 料

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目	
参考法令	内 容		
市町村の合併の特例に関する法律(抄) 第7条抜粋	<p>在任特例制度 (議会の議員の在任に関する特例)</p> <p>第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p>		
公職選挙法(抄) 第15条抜粋	<p>議会の議員の選挙区 (地方公共団体の議会の議員の選挙区)</p> <p>第15条</p> <p>6 市町村は特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区域、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p>		
公職選挙法施行令(抄) 第9条抜粋	<p>(人口に比例しない議員の定数)</p> <p>第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。</p>		

(参考資料)

議会費の調べ(議員経費)

(単位:千円)

町名	区分	議員定数 (C)	議員報酬	職員手当等	共済費	報償費	旅費	交際費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金補助及び交付金	議会費計 (A)	議員一人当たり/年 A/C	議員一人当たり/月 (A/C)/12
美方町	議員	12	26,580	11,208	3,066	0	2,424	277	0	0	2,739	415	0	1,349	48,058	4,005	334
村岡町	議員	16	36,366	15,522	3,498	100	2,975	287	2,625	0	0	197	0	2,320	63,890	3,993	333
香住町	議員	20	52,713	22,032	5,197	60	1,595	210	0	0	2,485	0	0	2,141	86,433	4,322	360
計	議員	48	115,659	48,762	11,761	160	6,994	774	2,625	0	5,224	612	0	5,810	198,381	4,133	344

3町議会費(平成14年度決算)

協議第3号

農業委員会の委員の任期等について

1. 現状の把握について

(1) 3町の状況

(2) 他地域の状況

2. 合併後のあり方について

(1) 農業委員会を設置する単位

(2) 原則（合併後50日以内に選挙）について
定数の取扱い

(3) 合併特例について
在任（任期）特例の取扱い

参 考 資 料

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目	
------	-------------------------	------	--

- 関係 3 町の農業委員会委員の定数・任期 -

区 分		美方町	村岡町	香住町	合 計
選 挙	農 委 法 定 数	20人	20人	20人	60人
	条 例 定 数	10人	12人	12人	34人
	現 員	10人	12人	12人	34人
選 任	法 第 12 条 1 号 (農 協 推 薦 委 員)	1人	1人	1人	3人
	法 第 12 条 2 号 (議 会 推 薦 委 員)	3人	2人	3人	8人
任 期		H18.9.11	H18.9.30	H16.3.24	
町 の 面 積 (k m ²)		66.16	165.66	137.2	369.02
農 地 面 積 (ha)		159	464	385	1,008
農 家 戸 数 (戸)		371	935	746	2,052
農 委 有 権 者 数 (人)		1,057	1,670	1,833	4,560

農地面積及び農家戸数は、2000年農業センサスより
農委有権者数は、平成15年1月1日現在の有権者数。

参 考 資 料

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目
------	-------------------------	------

- 先進事例 -

新市町名（協議会名）	市町面積 (ha)	農委法定数	条例定数	合併年月日	特例適用	在任 委員数	選挙区
美方町・村岡町・香住町	36,902	20		H17.3.1			
北但合併協議会	69,766	30	30	H17.3.31	適用せず 50日以内の選挙（協議中）	-	選挙区制
養父市	42,278	30	30	H16.4.1	在任特例 合併後7ヶ月	53	-
朝来市	40,298	30	30	H17.3.31	在任特例 合併後約4ヶ月	55	-
丹波市	49,328	40	新市で決定	H16.11.1	在任特例 合併後3ヶ月	80	選挙区制
南あわじ市	22,905	30	30	H17.1.11	在任特例 合併後4ヶ月	58	-
京都府・京丹後市	50,183	30	30	H16.3.1	在任特例 合併後3ヶ月	30	選挙区制
熊本県・あさぎり町	15,949	30	20	H15.4.1	適用せず 50日以内の選挙	-	-

市 町 名	市町面積 (ha)	農委法定数	条例定数	選挙区
日高町	15,024	20	16	-
夢前町	14,622	20	15	-
山崎町	17,889	20	16	-
洲本市	12,425	30	24	-
豊岡市	16,235	30	23	-
篠山市	37,761	30	24	選挙区制

参 考 資 料

協議項目		農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて			協議細目	
<p>市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の農業委員会の委員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際して、次のいずれかの制度を選択する必要がある。</p>						
区 分		選任方法		定 数	任 期	根拠法令
1	新町に1つの委員会を置く場合	原則1	新たに選挙する (合併の日から50日以内)	条例で定める数 (20人以下)	3年	・農委法第3条第1項、第7条第1項、第15条第1項 ・農委法令第2条の2
		特例1	右記の定数を超える時は、合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議による80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	・農委法第3条第1項 ・合併特例法第8条第1・2項
2	(1) 新町に従前の市町村の区域ごとに委員会を置く場合	特例2	従前の市町村の委員会は、それぞれ新町の委員会となって存続し、委員もそのまま存続する	従来 of 定数	従来 of 任期	・農委法第34条第1項 ・合併特例法第8条第3項
	(2) 新町に従前の区域と異なった区域により2以上の委員会を置く場合	原則2	各委員会ごとに新たに選挙する	条例で定める数	3年	・農委法第3条第2項、第7条第1項、第15条第1項 ・農委法令第1条の3、第2条の2
		特例3	右記の定数を超えるときは、各委員会ごとに合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	・農委法第3条第2項 ・農委法令第1条の3 ・合併特例法第8条第3項

参 考 資 料

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目
参考法令	内 容	
農業委員会等に関する法律 第3条抜粋	<p>(設置)</p> <p>第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。</p> <p>2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。</p>	
第7条抜粋	<p>(選挙による委員)</p> <p>第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。</p>	
第10条の2条抜粋	<p>(選挙の単位)</p> <p>第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。</p>	
第12条抜粋	<p>(選任による委員)</p> <p>第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。</p> <p>1 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)各1人</p> <p>2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内</p>	
第15条抜粋	<p>(委員の任期)</p> <p>第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。</p>	
第34条抜粋	<p>(境界の変更の場合の特例)</p> <p>第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p>	

参 考 資 料

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目									
参考法令	内 容										
<p>農業委員会等に関する法律施行令 第1条の3抜粋 第1条の2抜粋</p>	<p>(2以上の農業委員会を置くことができる市町村) 第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。</p> <p>(選挙による委員の定数の基準) 第1条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="436 558 1877 885"> <thead> <tr> <th data-bbox="436 558 1697 606">区 分</th> <th data-bbox="1697 558 1877 606">定数の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="436 606 1697 790"> 一 (一) その区域内の農地面積が1千3百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が千百以下の農業委員会 </td> <td data-bbox="1697 606 1877 790">20人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="436 790 1697 837">二 一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td> <td data-bbox="1697 790 1877 837">30人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="436 837 1697 885">三 その区域内の農地面積が5千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6千を超える農業委員会</td> <td data-bbox="1697 837 1877 885">40人以下</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	定数の基準	一 (一) その区域内の農地面積が1千3百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が千百以下の農業委員会	20人以下	二 一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下	三 その区域内の農地面積が5千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6千を超える農業委員会	40人以下
区 分	定数の基準										
一 (一) その区域内の農地面積が1千3百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が千百以下の農業委員会	20人以下										
二 一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下										
三 その区域内の農地面積が5千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6千を超える農業委員会	40人以下										
<p>第5条抜粋</p>	<p>(選挙区の基準) 第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。 基準農業者数：一定規模(10a)以上の農地につき耕作を営む農家世帯数および農業生産法人の数の合計</p>										
<p>市町村の合併の特例に関する法律 第8条抜粋</p>	<p>(農業委員会の委員の任期等に関する特例) 第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間 										